



くらしの中に

総務省

地域力創造に関する施策説明会 参考資料

令和7年1月

②二地域居住・関係人口に係る特別交付税措置について

自治体が実施する移住・定住対策への支援（特別交付税措置）

総務省では、地方自治体が実施する以下の経費に対し、特別交付税措置を講じることとしている。

- 地方自治体が実施する移住・定住対策に要する経費（措置率 0.5 × 財政力補正）
- 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費（**1人当たり500万円※**上限（兼任の場合40万円上限））※令和7年度より拡充

ステップ1 情報収集	ステップ2 移住体験	ステップ3 しごと	ステップ4 住まい	ステップ5 移住後
移住先の情報を集める ★移住希望者等に対する情報発信に要する経費の財政措置 移住相談窓口の設置に要する経費 各地方自治体のホームページ、東京事務所等における情報発信に要する経費 コワーキングスペースの紹介などテレワーク環境の発信に要する経費 移住関連パンフレット等の制作に要する経費 移住相談会、移住セミナー等の開催に要する経費 移住関連イベント等への相談ブースの出展に要する経費 その他 職員旅費、各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費 等	移住先を体感してみる ★移住体験の実施に要する経費の財政措置 移住体験ツアーの実施に係るバス借上げ料等の経費 例) 移住体験ツアーの開催費 等 オンラインの活用 例) オンライン移住お試し体験ツアー費、移住体験用コンテンツの制作費 等 移住体験住宅の整備に要する経費 U I ターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等）の実施に要する経費 その他 移住意識動向の調査に要する経費 等	移住先での仕事を探す ★移住希望者等に対する就職や副業・兼業支援の実施に係る財政措置 移住希望者に対する職業紹介の実施に要する経費 例) 無料職業紹介事業費、無料職業相談所チラシ印刷製本費用 等 就職や副業・兼業支援の実施に要する経費 例) 農業実務研修費、就業・創業活動交通費 等 新規就業者（移住者本人、受入れ企業）に対する助成 例) 新規就農者果樹（園芸）ハウス新設費、漁業の新規移住就業者に対する支援 等 特定地域づくり事業協同組合の活用 年間を通じた仕事の創出	移住先での住まいを探す ★居住支援に係る財政措置 空き家バンクの運営に要する経費 例) 空き家バンクホームページ保守費、空き家バンク用不動産フェア広告掲載費 等 住宅改修への助成 例) 空き家リフォーム費、親・子世帯同居住宅リフォーム費、中古住宅リフォーム費 等 その他 定住を目的とした一定期間の支援 等	移住先で暮らす ★定住・定着に向けた支援に係る財政措置 移住者と地域住民との交流等に要する経費 ① 移住者の把握 例) 移住者が抱える課題や現状についての実態把握、関係機関等とのネットワーク化 等 ② 地域住民との交流 例) 移住者・地域住民交流会・懇談会の企画・運営等 ③ 地域・行政への参画 例) 若者タウンミーティングの開催費、政策懇談会 等 集落支援員との連携 集落の巡回、状況把握等 定住支援員に係る経費 例) 研修受講に要する経費、報償費、活動旅費 等
移住・交流情報ガーデンの活用 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口				

③地域おこし協力隊について

(1) JICA海外協力隊の地域連携支援『グローバルプログラム(派遣前型)』

日本でも世界でも活躍する人材育成

協力隊派遣前に日本国内の課題解決に取り組む意志のある合格者に、**国内の地方創生や多文化共生の現場でOJTとして活動する機会を提供。**

途上国での活動に直結する課題対応力をつけるとともに、**協力隊帰国後の日本の地域課題解決に貢献できる人材を育成。**

■プログラム期間：2.5か月

■これまでの実績：**270名**
(14都道府県24地域)



高齢者へのスマホ講座(岩手県陸前高田市)



地域住民と田植え作業(鳥取県南部町)



(1)地域おこし協力隊との連携『グローバルプログラム』

新潟県三条市、慶應義塾大学SFC研究所との「地域おこしと国際協力の研究開発と推進に関する連携協定」締結

(2024年8月1日)

ー全国で初めて「JICA 地域おこし研究員」を推進し、JICA海外協力隊経験者の地域への環流を推進しますー

JICA海外協力隊と地域おこし協力隊の取組をドッキングさせ、地域や海外での活動で得た経験・知見等を将来的に三条市の地域活性化、定住・定着等の促進につなげていこうとい全国に先駆けた取り組み。



(1)地域おこし協力隊との連携『グローバルプログラム』

秋田県五城目町との連携覚書締結(2024年10月11日)

「世界一子どもが育つ町」秋田県五城目町で、全国で初めてJICA海外協力隊グローバルプログラムに関する連携覚書が締結されました。



五城目町とJICAは、地域おこしと国際協力に関する連携覚書を締結し、JICA海外協力隊派遣予定者が対象の「グローバルプログラム」と、総務省の地域おこし協力隊インターン制度を連携させ、町の活性化や多文化共生社会の実現を目指す。

https://www.jica.go.jp/domestic/tohoku/information/topics/2024/1554308_52741.html

1. JICA海外協力隊 グローバルプログラム(派遣前型)活動事例

高齢者向けスマホ講座や
地域の異文化交流を支援



岩手県陸前高田市 赤田 慎太郎

【年齢/出身地】47歳/岡山県
【派遣国/職種】フィジー/病院運営管理
【グローバル期間】2023年7月～9月
【活動内容】

- 高齢者のデジタル機器利用の普及活動
- 子供のIT知識の普及支援
- 在住外国人の日本語教室サポート、地域異文化交流会の実施

【参加者の声】

地元のニーズを情報収集し、計画を作成し実践、実践後反省点を踏まえて次のステップへ移すという一連の流れを経験できた。更に学んだことは、人と人の繋がりが、巡り合いの大切さ。陸前高田からは離れるが今後も繋がりたい。



農作業を手伝いながら
お米のブランディング



島根県海士町 岩井 厚樹

【年齢/出身地】28歳/群馬県
【派遣国/職種】ブータン/コンピューター技術
【グローバル期間】2023年7月～9月
【活動内容】

- 地元特産品（本気米）の市場分析
- マーケティング戦略立案
- 生産者密着の農業現場の学習

【参加者の声】

参加して一番の心境の変化は、自分が生まれ育った町も廃れている状態で見過ごすわけにいけないという思いが生まれたこと。帰国したら自分の地元に貢献できるようになりたい。



熊本でウクライナ支援に貢献
多文化共生のまちづくり



熊本県玉東町 澤村 啓之

【年齢/出身地】66歳/宮城県
【派遣国/職種】インド/マーケティング
【グローバル期間】2023年7月～9月
【活動内容】

- ウクライナ避難民の就職活動支援
- 在住外国人と町民の交流の場づくり
- 玉東町の小中学生への異文化理解教育

【実習先の声】

職員より年配の澤村さんの活動姿勢に影響を受けた職員や関係者は多かったと思う。ウクライナ支援では結果として就職にまで繋がった。また町内児童生徒へ国際協力に繋がるお話をいただき未来ある子供達に価値のあるものだった。



1. JICA海外協力隊

帰国後に国内課題に取り組むOB/OG



地方創生（地域の活性化）

多文化共生社会

起業（国内外の社会課題解決）

所属組織・企業の海外展開など

日本を
元気にして
いく存在【大分県竹田市】地域おこし協力隊経験を経て、
地域の交流スペースを設立・運営

奥 結香氏

【派遣国・職種・派遣年】マレーシア
/コミュニティ開発/2014年
【現在】NPO法人Teto Company理事長

- ✓ 障害者や高齢者など誰もが集えるデイサービスオープン
- ✓ 互助と共生の地域を実現するために、学校や病院、行政、地域住民を巻き込みながらNPOを運営
- ✓ 第1回JICA海外協力隊社会還元表彰[地域活性化賞]受賞

【北海道北斗市】野球とスリランカから学んだ大切なこと地域を元気にする原動力に。

【派遣国・職種・派遣年】

山田 安彦氏

スリランカ/野球/2014年

【現在】山田農園ファーマー

- ✓ 帰国後、野球隊員OBと「日本・スリランカ野球友好協会」を設立。理事として野球を通じた両国の友好深化に取り組む。
- ✓ 跡継ぎ就農した農園では野菜づくりに加えて、オリジナル野菜スープや野菜スイーツなど地元関係者と連携し6次産業化にも取り組み故郷の魅力を広げることに貢献している。

【群馬県富岡市】養蚕業の継承、養蚕による
地域振興の発展を目指す。

浅井 広大氏

【派遣国・職種・派遣年】ネパール/村落開発普及員/2012年
【現在】養蚕農家

- ✓ 第9回蚕糸絹業提携確立技術・経営コンクール会頭賞受賞
- ✓ 帰国後、地域おこし協力隊として養蚕振興に携わった後に独立
- ✓ 養蚕による地域振興の発展を目指す



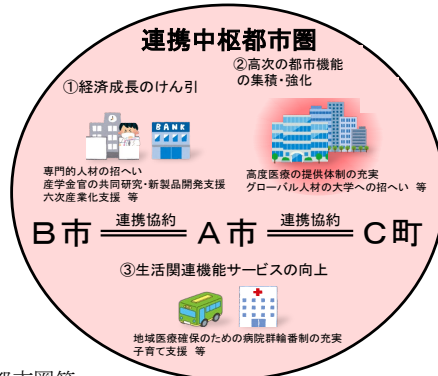
(3) 広域連携(定住自立圏構想の推進等)について

多様な広域連携の推進

- ・ 2040年頃にかけて生じる人口構造の変化やインフラの老朽化等の変化・課題に的確に対応し、持続可能な形で住民生活を支えていくためには、各地方公共団体がそれぞれの強みを活かし、資源を融通し合うなど、地域の枠を越えた連携が重要。
- ・ 今後のインフラの老朽化や専門人材の不足の深刻化に対応するため、長期的な変化・課題の見通しを共有し、広域連携による施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用に取り組むことが効果的。
- ・ 市町村による他の地方公共団体との連携は、地域の実情に応じ、市町村間の広域連携、都道府県による補完・支援など、多様な手法の中から、最も適したものを選択することが適当。

連携中枢都市圏等

広域的な産業政策等の取組に加え、施設・インフラや専門人材の共同活用による生活機能の確保、広域的なまちづくりなど、合意形成が容易ではない課題にも対応し、取組を深化させていくことが必要

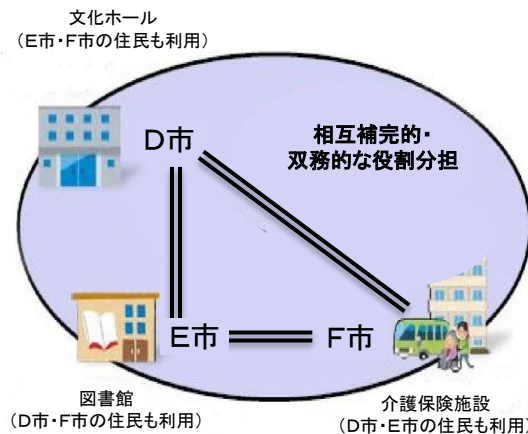


※連携中枢都市圏等：

- ・ 連携中枢都市圏（指定都市又は中核市かつ昼夜間人口比率おおむね1以上の市を中心とする圏域）
- ・ 定住自立圏（人口5万程度以上かつ昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域）

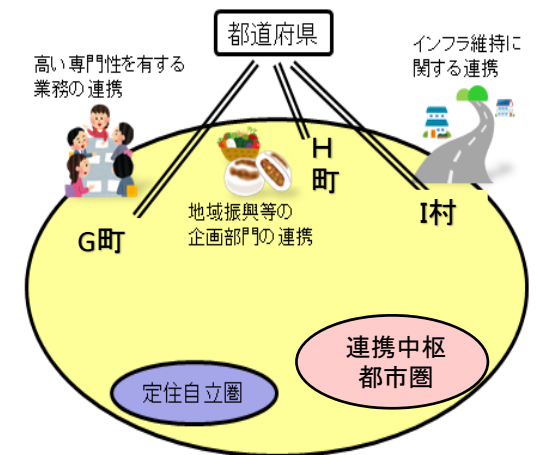
連携中枢都市圏等以外の市町村間の広域連携

核となる都市がない地域や三大都市圏においても、安定的・継続的な広域連携による生活機能の確保等の取組が必要



都道府県による市町村の補完・支援

個々の市町村の規模・能力や市町村間の広域連携の取組状況に応じて、これまで以上にきめ細やかな都道府県による補完・支援が必要



第3 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携

1 地方公共団体相互間の連携・協力

(1) 資源制約等に対応していくための連携・協力の取組の深化

人口構造の変化により、今後は、インフラの老朽化や人手不足といった様々な資源制約の更なる深刻化が予想される。地方公共団体には、持続可能な形で住民生活を支えていくため、それぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点がますます求められることになる。(中略) 都道府県には、引き続き、市町村の自主性・自立性を尊重することを基本とした上で、広域の地方公共団体として、市町村間の広域連携や将来に向けたビジョンの共有が円滑に進められるよう、適切な助言や調整、支援の役割を一層きめ細やかに果たしていくことが求められる。(後略)

(2) 公共施設の集約化・共同利用

高度経済成長期以降に整備された施設・インフラの老朽化が課題となる中、(中略) 今後ますます課題の深刻化が懸念される状況においては、各地方公共団体での取組だけでなく、他の地方公共団体と連携して、公共施設の集約化・共同利用や長寿命化に取り組むことが効果的と考えられる。しかしながら、公共施設の集約化・共同利用は、施設の廃止の議論にも踏み込む必要が生じるなど合意形成のハードルが高く、地域を超えて取り組む場合の利害調整には特に困難を伴うため、広域での集約化・共同利用の取組が十分には進んでいないものと考えられる。このため、市町村間の広域連携においては、(1)で述べたような円滑な合意形成に向けた取組を通じ、各市町村が、広域的な公共施設の集約化・共同利用にも積極的に取り組むことが期待される。また、地域によっては、都道府県が調整や事務局機能といった役割を担うことで、市町村間での公共施設の集約化・共同利用に関する議論が円滑に進んでいる事例も見られる。地域の実情や市町村のニーズを踏まえつつ、都道府県には、自らが市町村等と連携して公共施設の集約化・共同利用に取り組むことや、広域自治体としての役割を発揮して、市町村間での合意形成が円滑に進むよう、適切な助言や調整、支援を行うことが期待される。(後略)

(3) 専門人材の確保・育成

市町村間での連携や都道府県による補完・支援によって専門人材を確保・育成する取組事例は多くは見られない。この結果として、とりわけ規模の小さな市町村を中心として、専門人材の配置が困難な状況が生じている。(中略) 市町村がそれぞれ単独で専門人材を確保・育成する取組には限界があると考えられる。地方公共団体においては、必要な専門人材を自ら確保・育成する努力に加えて、他の地方公共団体と連携して確保・育成に取り組む視点も一層重要になる。こうした観点からは、都道府県や規模の大きな都市には、専門人材の確保・育成について課題に直面している市町村と認識を共有し、連携して確保・育成に取り組んでいくことがこれまで以上に期待される。(後略)

複数団体による公共施設の集約化等 取組事例

【広域炊飯施設の整備】（山形連携中枢都市圏 8 市町）

- 少子化の影響による米の消費量減などの課題解決を図るため、連携中枢都市圏を構成する8市町が連携して、広域炊飯施設を整備。学校、医療機関、保育施設等へ米飯を提供。
- 規模の拡大により、給食費の値上げを回避



出典：山形市ホームページ等

【図書館の共同運営】（長崎県、長崎県大村市）

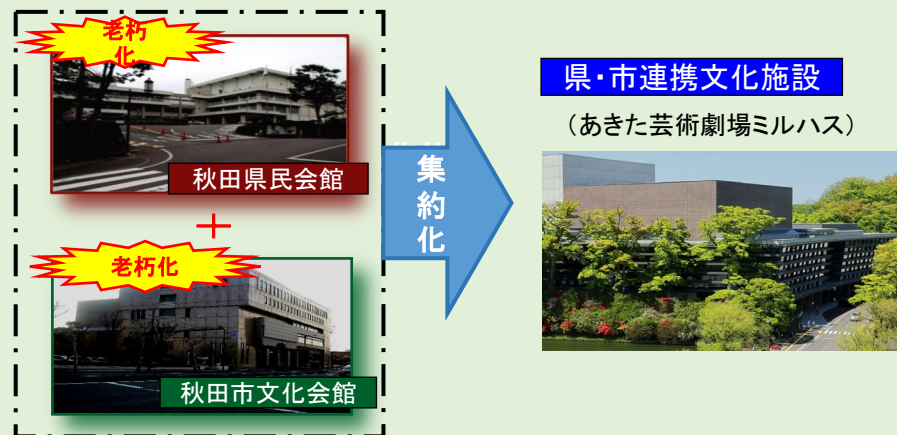
- 長崎市に所在していた長崎県立図書館と、大村市立図書館を統合し、両機能を併せ持つ図書館を大村市に開館。県立図書館と市立図書館の施設区分はなく、一つの図書館として整備。



出典：ミライON図書館ホームページ

【県・市連携文化施設の整備】（秋田県、秋田市）

- 秋田県と秋田市は、文化施設の整備に関する基本協定を締結し、老朽化により施設利用者のニーズに対応することが難しくなった秋田県民会館と秋田市文化会館の両施設の機能を集約した、県・市連携文化施設を共同整備。
- 県と市の共同整備により、それぞれ単独の建替えよりも、整備費と運営管理コストの縮減が図られる。
- ホールの一體的・広範な利用が可能となり、これまで実施することができなかった規模・種類の公演が実施できるようになるなど、発表・鑑賞機会の充実が図られる。



備考：第33次地方制度調査会第16回専門小委員会資料を基に一部加工

連携中枢都市圏構想推進要綱の一部改正について

改正後の要綱(抄)

第1 趣旨

(3) 連携中枢都市圏に求められる取組

連携中枢都市圏の形成については相当程度進捗した段階にあると評価することができ、広域的な産業政策、観光振興、災害対策など、比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられているが、今後は、人口構造の変化等に伴うインフラの老朽化や人手不足といった様々な資源制約に直面する中で取組を推進していく必要がある。こうした状況において、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」による活力ある社会経済を維持するための拠点の形成・維持を図っていくためには、それぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点が不可欠であり、公共施設の集約化や専門人材の確保など、合意形成が容易ではない課題にも積極的に対応し、取組の内容を深化させていくことが必要である。このためには、連携する市町村において将来のビジョンを共有した上で、各市町村が連携事業に積極的に関与し、それぞれの意見を十分に踏まえた丁寧な合意形成を行うことが重要である。このような問題意識は、第33次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」にも盛り込まれているところである。

第5 連携中枢都市圏形成に係る連携協約

(2) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約に規定する事項

④ 連携する取組

連携する取組は、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという観点から、ア 圏域全体の経済成長のけん引、イ 高次の都市機能の集積・強化、ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上、の3つの役割を果たすことが必要である。(中略)

また、人口構造の変化等に伴う資源制約の中で、連携中枢都市圏がアからウまでの役割を果たすためには、圏域内の公共施設や人材をはじめとする資源を効率的に活用するための取組を進めることが重要である。(中略)

ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

C 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

- a 人材の育成(デジタル人材その他の専門人材の育成を含む。)
- b 外部からの行政及び民間人材の確保(デジタル人材その他の専門人材の確保を含む。)
- c 圏域内市町村の職員等の交流

d 圏域内の公共施設の集約化・共同利用等

・圏域内の公共施設の立地状況、利用実態等を踏まえた最適配置に向けた調査検討

・複数市町村にまたがる公共施設の集約化・共同利用

等に係る連携

e 人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施

f aからeまでに掲げるもののほか、資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る連携

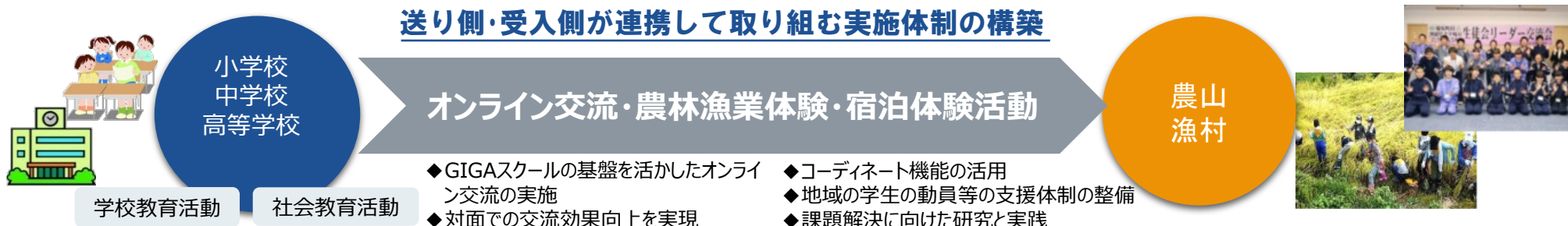
第8 市町村に対する助言及び支援

都道府県は、当該都道府県内の市町村における連携中枢都市圏の形成や連携中枢都市圏に関する取組について情報提供や助言を行うとともに、積極的な支援を行うことが期待される。特に、産業振興、医療、地域公共交通、インフラの整備、公共施設の適正配置等に向けた議論の促進など都道府県が広域自治体として取り組むことが効果的な事務については、連携中枢都市圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図るなど、連携中枢都市圏の取組を支援することが期待される。

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R7当初予算額（案）：18百万円
（R6当初予算額：18百万円）

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、**送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業**を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「**子供の農山漁村体験交流計画**」策定を支援するモデル事業を実施。
- GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展等を踏まえ、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房、文部科学省、農林水産省、環境省の主催による**セミナー**を開催。



子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを開催。

体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金 ・研修・会議に要する経費 ・関係団体との調整に要する経費 ・外部研修受講に係る受講料、旅費 ・印刷製本費 等

子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・補助員等への謝金 ・子供、教員、補助員等に係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 （調整費、運営費、謝金、特産品の交換） 等	・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・指導員、NPOスタッフへの謝金 ・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 ・受入体制の整備に係る経費 等

地方財政措置（特別交付税） 小中学校の取組や社会教育活動、協議会の運営等に係る経費について地方財政措置により支援。

1 地方財政措置の対象事業

次の要件を満たす事業が対象

- ・学校教育活動又は社会教育活動の一環として実施されるものであること
- ・子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること
- ・子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること

2 対象経費

- ・推進協議会の運営に要する経費（都道府県・市町村）
- ・地域協議会（送り側・受入側）の運営に要する経費（都道府県・市町村）
- ・小中学校の集団宿泊活動に要する経費（都道府県・市町村）

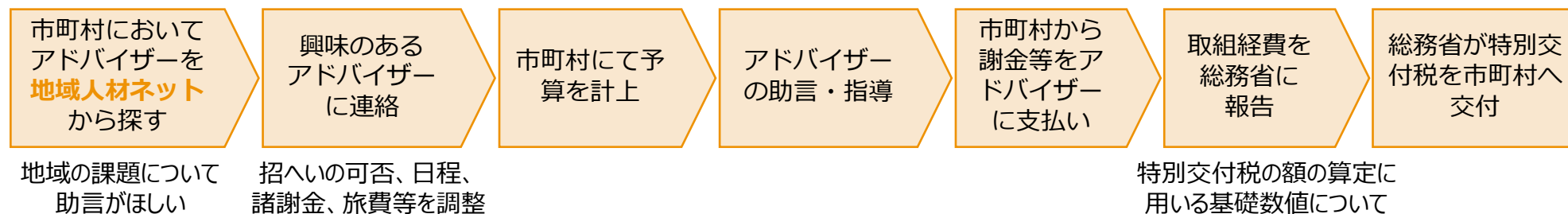
※令和7年度より、コーディネーターの配置に係る経費（人件費等）について、特別交付税措置の上
限額を引き上げ（最大200万円→220万円/1協議会）

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について総務省が支援

地域人材ネット（地域力創造アドバイザー検索ページ）：<https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

対象市町村へのアドバイザー派遣の流れ



アドバイザー活用事例（新潟県胎内市）

● 取組事例

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。

● 成果・効果

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



財政措置

● 対象市町村

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村

● 財政措置の内容

市町村外在住の外部専門家を**年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい**し、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする。

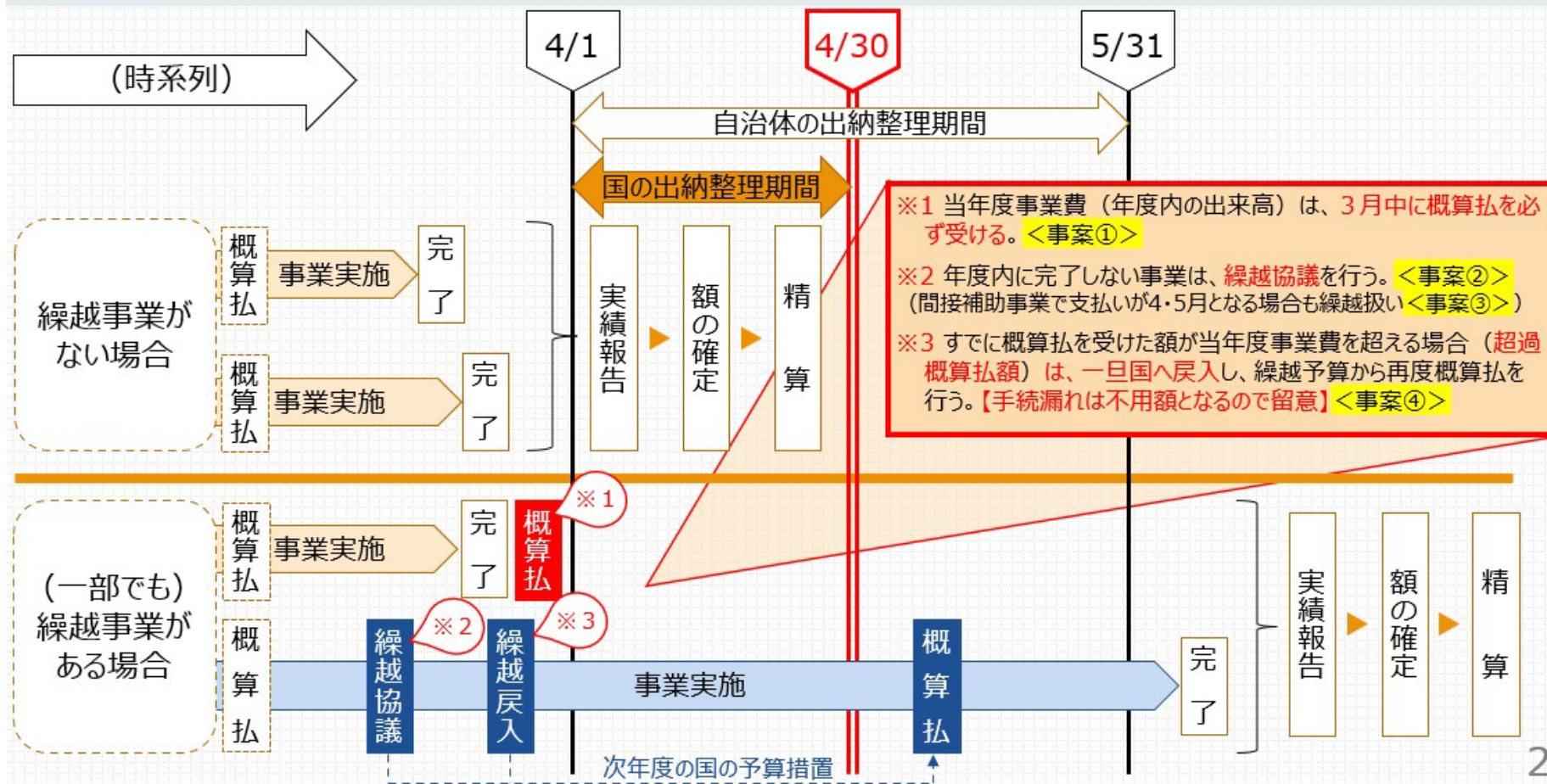
1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間

- 民間専門家活用（590万円／年）※R7年度から上限額引き上げ
- 先進自治体職員（組織）活用（240万円／年）

「地方創生臨時交付金 事務処理誤り事例集（令和7年1月）」（抄）

交付金の交付手続の流れ（イメージ）

- **臨時交付金の交付手続**は、ほかの国庫補助金等と基本的には同じですが、実施計画に掲載した事業毎にそれぞれ手続を行うと事務が複雑になることから、**実施計画単位で行う**こととしています。（交付申請は1つにまとめる、実績報告は計画掲載事業がすべて完了してから、など）
- しかし、過年度完了事業に当年度の交付金を充てられないといった**国庫補助金等の一般的なルール**は、**実施計画に掲載した個別事業ごとに当然に適用**されるため、**年度内完了事業の請求漏れ等のないように留意**する必要があります。



アスベスト対策の推進

事業者は、その労働者を就業させる建築物等に吹き付けられた石綿等について、粉じんを発散させ、労働者がばく露するおそれがあるときは、**除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない**とされている。（石綿障害予防規則第10条）

自治体所有施設について、**対策の実施が未了の施設や調査未実施施設が依然としてあるため、早急な対応が必要。**

経緯・現状

- 平成17年6月、アスベストを使用した管や建材のメーカー工場の従業員や工場周辺住民の間で、中皮腫などアスベストが原因とみられる疾病患者が発生し、昭和53年から平成16年までの間に75人が死亡したことが公表。これを端緒としてアスベストによる健康被害が社会問題化。
- 平成17年7月、国はアスベスト問題に関する関係閣僚による会合を開催し、「アスベスト問題への当面の対応」（H17.7）及び「アスベスト問題に係る総合対策」（H17.12）をとりまとめ、以下の対応を進めていくこととされた。
 - 既存の法律で救済されない被害者を救済するための新法の制定
 - 建築物の解体時等における飛散・ばく露の防止対策の強化
 - 建築物におけるアスベストの使用実態の調査とフォローアップ** 等
- これを受けて、**総務省においても、自治体所有施設の調査を実施し、その後もフォローアップ調査を実施しているところであるが、対策の実施が未了の施設や調査未実施施設が相当数あるため、継続して石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請**している。

R30.11.2、R2.1.20、R3.1.27、R4.1.7、R5.1.6、R6.1.5、R7.1.8付け
総務省自治行政局地域政策課長、同局公務員部安全厚生推進室長発出通知

＜R6年度の調査結果＞ 吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール（レベル1）

都道府県	対策の実施が未了			都道府県	調査未実施		
	施設数	うち 都道府県	うち 市町村		施設数	うち 都道府県	うち 市町村
香川県	12	－	12	神奈川県	501	420	81
岐阜県	11	1	10	福岡県	471	－	471
三重県	11	5	6	高知県	381	－	381
埼玉県	10	－	10	千葉県	362	7	355
千葉県	10	3	7	広島県	358	24	334
北海道	9	6	3	栃木県	289	－	289
茨城県	9	3	6	兵庫県	286	45	241
富山県	5	3	2	青森県	243	6	237
愛媛県	5	3	2	岐阜県	228	5	223
青森県	4	－	4	大阪府	220	－	220
：	：	：	：	：	：	：	：

※他県を含めた調査結果の詳細は、「アスベストの使用状況及び除去状況に関する調査に係るフォローアップ調査の結果について」（令和7年1月8日付け通知）をご参照ください。

財政措置

【地方財政措置】

- 公共施設又は公用施設の石綿除去を主な目的とする事業（解体、改造、補修又は応急事業を含む）に地方債（特例債）を充当可能。

【国庫補助制度】

- 対象施設に応じた各種国庫補助制度あり（アスベスト対策関連予算）
※詳細はホームページ（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/asbestos/index.html>）をご参照ください。

元利償還金の 40% を特別交付税措置		一般 財源
一般単独・一般事業債（石綿対策事業） （ 充当率95% ）		

庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進

国・地方公共団体は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」に基づき、公共建築物における木材の利用に努めるなどとされている。

また、建築物一般における木材利用を促進するため、協定の締結や必要な措置を講ずるよう努めるなどとされている。

まち 都市の木造化推進法の概要

<地方公共団体の責務>（第5条関係）

- 地方公共団体は、経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて施策を策定・実施、**公共建築物における木材の利用に努めなければならない**

<基本方針>（第10条関係）

- 木材利用促進本部（本部長：農水大臣、本部員：総務・文科・経産・国交・環境大臣）は、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定める

<建築物木材利用促進協定>（第15条関係）

- 国又は地方公共団体及び事業者等は、建築物木材利用促進協定を締結することができる
- 地方公共団体は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、国の措置に準じて、**必要な措置を講ずるよう努める**

【基本方針（令和3年10月1日本部決定）のポイント】

【地方公共団体による取組】

地方公共団体は、法に規定する責務を踏まえ、公共建築物における木材の利用の促進はもとより、建築物一般における木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たす

【建築物木材利用促進協定制度の活用】

地方公共団体は、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対して制度を積極的に周知するとともに、協定を締結した場合には必要な措置を講じるよう努める

総務省の取組（総務大臣通知の発出等）

- 令和4年1月21日付けで、総務大臣名で各都道府県知事宛に通知を発出し、以下の取組を依頼
 - ・ 庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進について、**積極的に検討**いただくこと ※地域木材を利用した施設整備には地域活性化事業債を活用可能
 - ・ 民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進するため、**事業者等に対して建築物における木材利用促進のための協定締結を積極的に働きかける**とともに、**協定を締結した事業者等に対し、必要な支援を行う**こと
- その後も、地方公共団体宛に通知を発出し、地域木材を利用した図書館等の公共施設や庁舎等の公用施設の整備も地域活性化事業債の対象となることを周知するとともに、木材利用の促進に取り組んでいただくよう依頼（R4.4、R6.1、R6.2、R7.1）
- 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の地方公共団体向けの会議においても、継続的に依頼

財政措置

【地方財政措置】

- 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備に地域活性化事業債（充当率：90%、交付税措置率30%）を充当可能
- 地域材の利用促進のための普及啓発、生産流通対策等に要する経費を普通交付税措置
- 地域材を利用した住宅建設に対する利子助成等、木材乾燥施設の整備促進等に要する経費を特別交付税措置（措置率0.5または0.3）

【国庫補助制度】

- 対象施設に応じた各種国庫補助制度あり※詳細はホームページをご参照ください。
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzozigyou.html>)

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進

都道府県は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）」に基づき、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「都道府県計画」を策定するよう努めるなどとされている。

国は、同法に基づき、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（平成29年6月9日閣議決定。令和5年6月13日変更閣議決定）を策定し、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしている。

建設職人基本法の概要

<基本理念>（第3条関係）

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

<都道府県の責務>（第5条関係）

- 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定・実施

<都道府県計画>（第9条関係）

- 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

<基本的施策>（第10条から第14条まで関係）

- 建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進 等

都道府県計画の策定等について

- 同法に基づく基本計画の変更について、令和5年6月13日に閣議決定。同日付けで、各都道府県知事に対し、総務省地域力創造審議官、厚生労働省労働基準局長、国土交通省不動産・建設経済局長の連名で、地域の実情等を踏まえた都道府県計画の策定等、引き続き建設工事従事者の安全及び健康の確保について積極的な取組を依頼
- 都道府県計画の策定を促進し、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、全国8ブロックで「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進行政担当者会議」を設置
 - ・ 政府から都道府県に対し基本計画に関する情報提供・助言
 - ・ 国の取組や先行する都道府県の事例の共有
 - ・ 新たに出てきた課題等の共有 等
- 基本計画を勘案した、都道府県計画の内容
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、都道府県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 等

▶ **都道府県計画を策定するなど、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について積極的な取組をお願いします！**

再犯防止対策の推進

地方公共団体は、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」に基づき、再犯防止等に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めるなどとされている。

国は、令和5年3月、「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月17日閣議決定）を策定し、再犯防止施策の更なる推進を図ることとしている。

再犯の防止等の推進に関する法律の概要

<基本理念>（第3条関係）

- 犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 犯罪をした者等が、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

<地方公共団体の責務>（第4条関係）

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の状況に応じた施策を策定・実施

<連携、情報の提供等>（第5条関係）

- 国及び地方公共団体の相互の連携
- 国及び地方公共団体と民間団体等との緊密な連携協力の確保 等

<地方再犯防止推進計画>（第8条関係）

- 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努める

<基本的施策>（第24条関係）

- 国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、基本的施策を講ずるよう努める

再犯防止施策の推進（協力依頼）

- 令和3年7月15日付けで、各都道府県知事、各市区町村長に対して、総務省地域力創造審議官、法務省保護局長の連名通知により、自治体職員から保護司適任者の推薦、保護司が自宅以外で面接できる場所の確保、保護司確保に協力した事業主に対する優遇措置（入札参加資格等における優遇）等について協力を依頼
- 令和6年5月、保護司が自宅で殺害された事案を受け、法務省において全国の保護司から不安等を聴取。令和6年7月12日付けで上記同様に連名通知を発出し、保護司が、コミュニティセンター、公民館等の身近な公共施設を自宅以外の面接場所として利用できるよう一層の協力を依頼

▶ **引き続き、保護司活動に対するご協力をお願いします！**

地方再犯防止推進計画の策定等について

- 再犯防止推進法に基づき、「第二次再犯防止推進計画」（計画期間R5～R9）を、令和5年3月17日に閣議決定
- 同計画では、国・都道府県・市区町村の役割分担の明確化と地方公共団体の取組への支援等が示されている。

▶ **地方再犯防止推進計画等※を策定するなど、再犯防止等の推進に向けた取組にご協力をお願いします！**

※47都道府県、768市区町村が策定済（R6.4法務省調べ）

死因究明等の推進

地方公共団体は、「死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）」に基づき、死因究明等に関する施策に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、実施状況を検証・評価するための協議会を設けるよう努めるなどとされている。

国は、同法に基づき、「死因究明等推進計画」（令和3年6月1日閣議決定。令和6年7月5日変更閣議決定）を策定し、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしている。

死因究明等推進基本法の概要

<基本理念>（第3条関係）

- 死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて行われること
- 死因究明により得られた知見が疾病の予防・治療をはじめとする公衆衛生の向上・増進に資する情報として広く活用されること
- 災害、事故、犯罪、虐待等が発生した場合における死因究明が、その被害拡大・再発防止その他適切な措置の実施に寄与すること

<地方公共団体の責務>（第5条関係）

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を策定・実施

<連携協力>（第7条関係）

- 国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師等は、施策が円滑に実施されるよう相互に連携を図りながら協力

<基本的施策>（第10条から第18条まで関係）

- 専門的知識を有する人材を確保するため、医師等の人材の育成、資質の向上、適切な処遇の確保
- 死因究明等の実施体制の充実 等

<死因究明等推進地方協議会>（第30条関係）

- 地方公共団体は、地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他施策の検討を行うとともに、当該施策を推進し、実施状況を検証・評価するための協議会を設けるよう努める

死因究明等推進地方協議会の活用等について

- 「死因究明等推進計画」では、関係省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進地方協議会※の活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求めることとされている。

※令和4年度末までに、すべての都道府県で設置済み



- 令和6年7月5日付けで、厚生労働省医政局長（死因究明等推進本部事務局長）より、各都道府県知事及び市区町村長宛てに文書が発出され、法第5条の地方公共団体の責務に係る規定や、法第30条の死因究明等推進地方協議会の設置に係る規定等に基づき、同推進計画を踏まえ、死因究明等に関する施策の推進を図っていただくよう依頼。
- 総務省からも、各都道府県知事及び市区町村長宛てに文書を発出し、地方協議会の活用を含め、死因究明等に関する施策の推進を図っていただくよう依頼するとともに、全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の地方公共団体向けの会議を通じて継続的に依頼

▶ **引き続き、法の基本理念にのっとり、地域の実情に応じた施策を策定・実施していただきますようお願いします！**

「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援

「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、国においては、関係省庁連絡会議を開催し、令和4年11月に「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」をとりまとめ、関係省庁による連携した対応に取り組んでいるところ。

令和6年1月、関係閣僚会議を開催し、同方策の着実な実行と、被害者等支援の充実・強化を図ることとしている。

関係省庁連絡会議（R4.8～）

- 「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、悪徳商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報を共有するとともに、被害者への救済機関等のあっせんなど関係省庁による連携した対応を検討するため、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議※を開催（R4.8～）。

※関係閣僚会議の開催に伴い、R6.1に廃止

- 第3回連絡会議（R4.11.10）において、**「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」をとりまとめ、関係省庁による連携した対応**に取り組んでいる。

（相談体制の充実強化のための方策）

- 1 法テラスの抜本的な充実・強化
- 2 消費生活相談等の強化
- 3 警察による適切な関与
- 4 精神的・福祉的支援の充実
- 5 こども・若者の救済
- 6 その他

- 総務省では、同方策を踏まえ、行政相談における対応のほか、相談対応に係る**関係省庁が地方公共団体の担当部署に発出した協力依頼通知をとりまとめ、各都道府県・市町村の総務担当部長あてに情報提供・要請**（R4.9、R4.10、R4.11、R5.3、R5.8）。

また、法務省から要請を受け、**自治会・町内会等に対し、要保護児童対策地域協議会の取組に係る周知・協力を依頼**（R5.3）。

その後も、全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の**地方公共団体向けの会議を通じて継続的に協力を依頼**

関係閣僚会議（R6.1～）

- いわゆる被害者救済法※の制定（R5.12）を踏まえ、同法の対象宗教法人である「旧統一教会」に係る被害者等への相談体制の強化等の支援に関係行政機関が連携して行うため、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議を開催（R6.1～）。

※「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」（令和5年法律第89号）

- 第1回関係閣僚会議（R6.1.19）では、**「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」の着実な実行と、被害者等支援の充実・強化策について確認**された。

（支援の充実・強化策）

- 1 元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化
- 2 スクールカウンセラー等の拡充等による宗教2世等のこども・若者向け相談・支援体制の強化
- 3 多様なニーズに的確に対応するための社会的・福祉的・精神的支援の充実・強化

- その後開催された関係省庁によるフォローアップ会合において、支援の充実・強化策の取組状況等の報告・確認が行われている。

▶ **引き続き、庁内の関係部局間で連絡を密にいただき、相談対応について、適切な対応をお願いします。**

医療コンテナの活用

医療コンテナは、医療資機材をコンテナに搭載し、医療機能を運搬可能にする医療モジュールの一種として位置づけられ、現場での建設や機器の設置、接続等の工程を省略できることから、医療機能を素早く立ち上げ、展開することが可能。

また、プレハブやテントと比較して**気密性、清浄性、隔離性に優れており、院内感染予防を図る上でも有効**であることから、複数の病院で発熱外来やPCR検査室目的で導入されている。

※公立病院が医療コンテナを整備する場合には、病院事業債が活用可能。

▶ **災害対応、大規模なイベント開催、感染症対応等において活用することが有効**と考えられる。

医療コンテナとは

- 医療コンテナは、**コンテナ等の中に医療資機材を搭載することで、医療機能を運搬可能にする「医療モジュール」の一種**。現場で組立・設置を行う「設置型」と、車輪と一体のトレーラーシャーシ型である「移動型」に大別される。

< 設置型 >



フラットバックコンテナ（岩手県立大槌病院）

< 移動型 >



野外手術システム（陸上自衛隊）

活用方法

- 東日本大震災（平成23年）や熊本地震（平成28年）等の災害をはじめ、新型コロナウイルス感染症対応の発熱外来、G7伊勢志摩サミットやG20大阪サミット等における現地での医療体制確保等に活用されている。

（災害時における活用方法）

トリアージ・診察、検査、小外科手術、助産救護、透析、指揮所 等

（感染症医療対応における活用方法）

PCR検査、簡易エックス線検査、CT検査 等

（平時における活用方法）

大規模なイベントや医療機関が近隣にない場所でイベントを開催する際の一時救護所、へき地等において巡回診療を行う場合の移動診療施設 等

活用に関する手引き (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/katuyou_tebiki.pdf)

- 医療コンテナの設置・運用に際しては、医療法、建築基準法、消防法等の関係法令に適合する必要がある。導入・活用にあたってのQ & Aなどを掲載した「医療コンテナの利用に関する手引き」を令和5年3月に作成。（令和5年7月一部追記）

医療コンテナの活用に関する手引き

- ・医療コンテナの概要
- ・医療コンテナの活用方法
- ・医療コンテナ等の設置・運用
- ・医療コンテナの導入状況
- ・導入・活用にあたってのQ & Aについて記載

令和5年3月

（令和5年7月一部追記）

内閣官房国土強靱化推進室

※「医療コンテナの利用に関する手引き」（令和5年3月内閣官房国土強靱化推進室）を基に総務省作成

成果連動型民間委託契約方式（PFS）について

（内閣府資料）

PFS／SIBとは

- **PFS（Pay for Success）**とは、民間事業者に対し、事業活動について一定の裁量を付与した上で、**成果（社会課題の解決）を求め、それに応じて変動する支払を行う委託契約**の方式。
- 従来の業務仕様を定めた発注と異なり、民間の創意工夫が促され、事業効果が高まる。
- **SIB（ソーシャルインパクトボンド）**は、**PFSのうち、資金調達を金融機関等の資金提供者から行うもの**。PFSと比べ、民間事業者の受託能力を引き上げることができる。

事例 大腸がん検診・精密検査受診率向上事業（八王子市）

社会的課題	様々な受診勧奨を実施しているものの、未受診、不定期受診者層への対策が課題
事業目標	・大腸がんの早期発見・早期治療による市民の健康寿命の延伸 ・市民・行政双方にとって、医療費負担の抑制
事業対象者	八王子市国民健康保険被保険者で、前年度大腸がん検診未受診者（約6.5万人）のうち、サービス提供者がAIを活用し、受診確率の高い1.2万人を抽出。（市と協議し決定）
成果指標【目標値】	①大腸がん検診受診率【19%】 ②精密検査受診率【87%】 ③早期がん発見者数【11人】
委託費	0～9,762千円
事業期間	3年間（平成29年度～平成31年度）
PFS事業効果	約39,144千円 （医療費適正化効果）

オーダーメイドの勧奨通知の例

氏名

山田太郎 様

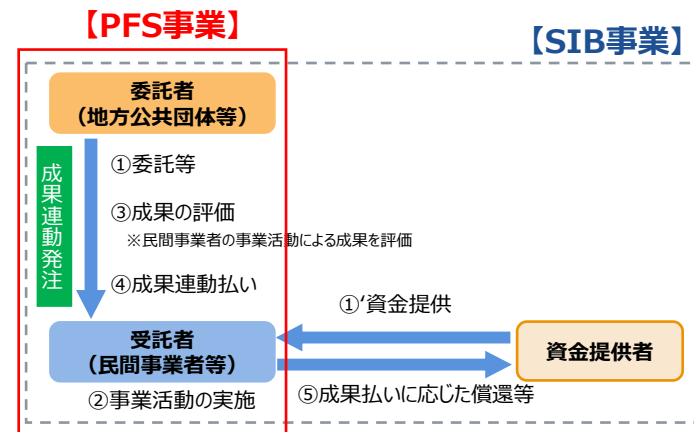
生年月日

昭和30年8月1日生

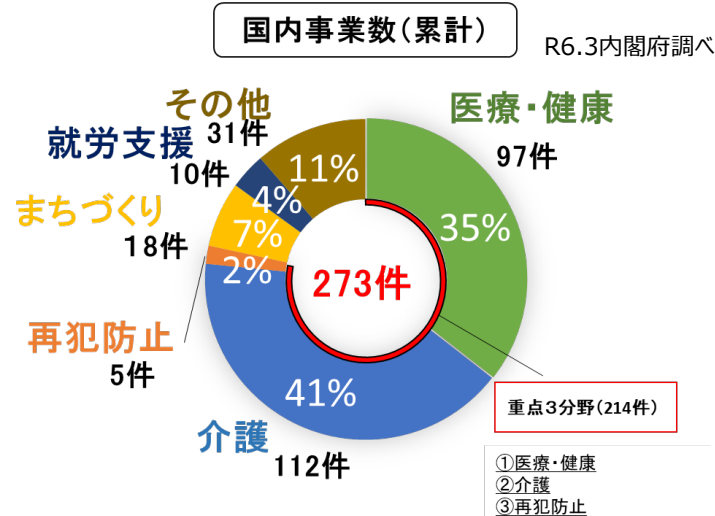
あなたの過去の生活習慣に関する問診結果から最新の研究で確認されている大腸がんにかかるリスクを特定しました。

リスク要因	あなたの問診結果	大腸がんとの関連
60歳以上	✓	確実
飲酒	✓	確実
BMI高い		ほぼ確実
運動不足	✓	ほぼ確実
喫煙		可能性あり
検診未受診	✓	確実

（出典）八王子市医療保険部成人健診課
ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）導入モデル最終報告書



全国の実施状況



PFS導入の支援（内閣府）

- **PFS推進交付金**（自治体のPFS事業を補助 最大5,000万、補助率2/3）
- モデル事業組成のためのコンサル派遣による**案件形成支援**（最大2年、内閣府が派遣）
- 地方公共団体等の職員研修への**講師派遣**

内閣府 成果連動型事業推進室
☎ 03-6256-1168（直通）
自治体や事業者の方からの質問、
相談をお受けしています。

